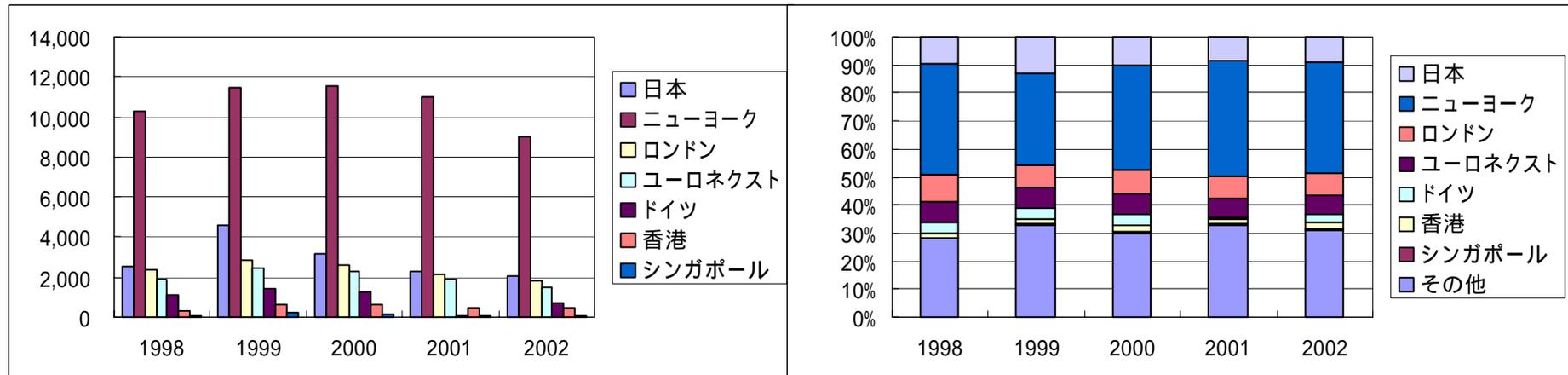


主要取引所における国内株式の時価総額

(単位10億ドル)	日本	ニューヨーク	ロンドン	ユーロネクスト	ドイツ	香港	シンガポール
1998	2,496	10,272	2,373	1,903	1,094	344	96
%	9.7	39.7	9.2	7.4	4.2	1.3	0.4
1999	4,555	11,438	2,855	2,444	1,432	609	198
%	13.0	32.6	8.1	7.0	4.1	1.7	0.6
2000	3,194	11,535	2,612	2,330	1,270	623	155
%	10.3	37.1	8.4	7.5	4.1	2.0	0.5
2001	2,294	11,027	2,165	1,889	107	506	117
%	8.5	41.0	8.0	7.0	0.4	1.9	0.4
2002	2,096	9,015	1,801	1,539	686	463	102
%	9.2	39.5	7.9	6.7	3.0	2.0	0.4

2000年以前のユーロネクストは、アムステルダム、ブリッセル、パリ、リスボンの合計。
 【出典：国際証券取引所連合「年次報告」】

(10億ドル)



主な会計・監査基準の海外との比較

	日本	アメリカ	IASB等
減損会計	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年度から任意適用(2005年度から強制適用)。 ・現在、適用指針を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1995年に減損会計(FAS121号)を導入済。 ・投資不動産の時価会計の基準はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1998年に減損会計(IAS36号)を導入済。 ・2000年に投資不動産の時価会計(IAS40号)を導入済。
企業結合会計	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年度から適用予定。 ・現在、企業会計審議会第一部会で公開草案に対するパブリックコメントを踏まえて検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1970年に「事業の結合」(APB16号)を導入済。 ・2001年に改訂基準を導入済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1998年に「企業結合」(IAS22号)を最終改正して導入済。 ・現在、IASBが見直し中。
ゴーイング・コンサーン 監査	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年3月に導入済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1988年に「継続企業として存続する能力についての監査人の検討」(SAS59号)を導入済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1994年に「継続企業」(国際監査基準570)を導入済。
金融資産・負債の 全面時価会計	<ul style="list-style-type: none"> ・基準なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準なし。 ・JWG()が2000年に公開草案を公表したが、今は検討を中止。
ストック・オプション会計	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、企業会計基準委員会で検討中。 ・商法施行規則に開示規定がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1995年に「株式に基づく報酬の会計処理」(FAS123号)を導入済(ただし任意適用)。 ・現在、FASBが見直し中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、IASBで検討中。

JWG: アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、ノルウェー、ニュージーランド、日本、IASBの基準設定主体又は会計士団体が構成された金融商品の会計基準に関する共同作業組織(Joint Working Group)。作業はIASBに引き継がれた。

三極構造

市場	日本	アメリカ	EU等
監督当局	金融庁	証券取引委員会 (SEC)	証券監督者国際機構 (IOSCO) 欧州委員会 EU加盟各国の証券監督当局
会計基準設定主体の運営組織	(財)財務会計基準機構 (FASF)	財務会計財団 (FAF)	国際会計基準委員会財団 (IASCF)
会計基準設定主体	企業会計審議会 企業会計基準委員会 (ASBJ)	財務会計基準審議会 (FASB)	国際会計基準審議会 (IASB)
会計基準	企業会計審議会公表の意見書 ASBJ公表の企業会計基準	USGAAP ・FASB公表の意見書 (SFAS) ・AICPA公表の意見書 (APB) 等	IASB公表の会計基準 ・国際会計基準 (IAS) ・国際財務報告基準 (IFRS)

【正式名称等】

AICPA	The American Institute of Certified Public Accountants (アメリカ公認会計士協会)
APB	(Opinion of) the Accounting Principles Boards
ASBJ	Accounting Standards Board of Japan
FAF	Financial Accounting Foundation
FASB	Financial Accounting Standards Board
FASF	Financial Accounting Standards Foundation
IAS	International Accounting Standards (IASBの前身であるIASCが策定した基準)
IASB	International Accounting Standards Board
IASCF	International Accounting Standards Committee Foundation
IFRS	International Financial Reporting Standards (IASB設立以後策定した基準)
IOSCO	International Organization of Securities Commissions (世界102の国・地域の証券監督当局等がメンバーとなっている国際機関。日本からは金融庁、アメリカからはSECが参加している。)
SEC	The Securities Exchange Commission
SFAS	Statements of Financial Accounting Standards
USGAAP	United States Generally Accepted Accounting Principles (アメリカで一般に公正妥当と認められた会計原則)

英文財務諸表への警句問題(レジェンド問題)

【レジェンド問題】

1999年3月期決算から、わが国企業が英文で任意に作成するアニュアルレポート(年次報告書)に含まれる英文財務諸表に対する監査報告書に、「日本基準により作成された財務諸表であり、国際基準とは異なる」などの警句が付記されている問題。

警句は世界的な4大監査法人の方針として提携先の日本国内監査法人に指示されている。

警句の例(英文監査報告書)

The financial statements are prepared based on accounting principles generally accepted in Japan. Accordingly, the financial statements and the auditors' report are for users familiar with Japanese accounting principles.

(仮訳) 財務諸表は一般に公正妥当と認められる日本の会計基準により作成されている。従って、これらの財務諸表及び監査報告書は日本基準に精通しているユーザーを対象としている。

警句の例(財務諸表の注記)

The financial statements are not intended to present the financial position and results of operations in accordance with accounting principles and practices generally accepted in countries and jurisdictions other than Japan.

(仮訳) 財務諸表は日本以外の国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財政状態や経営成績を表示しようとするものではない。

各市場における会計基準の受け入れ状況

	日本基準	米国基準	国際会計基準
日本市場			×
米国市場	×		×
欧州市場			

2005年以降の欧州市場における日本基準の扱いについては不明。

業績報告書

業績報告書案の例

	Total (合計)	Profit before remeasurements (再測定前利益)	Remeasurements (再測定)
Revenue (収益)	1000	Revenue (収益)	-
Cost of sales(売上原価)	(400)	Materials, labour etc (材料費、労務費等)	Inventory impairments (棚卸資産の減損)
Selling, general, admin (販売費及び一般管理費)	(250)	Depreciation/amortisation (減価償却費)	PPE/intangible impairment (有形固定資産の減損)
		Rental/other income (賃料その他収益)	Provision, remeasurement (引当金の再測定)
		Provision, initial recognition (初期認識の引当金繰入額)	Pension actuarial loss (cash flow assumptions) (年金数理損失)
Operating Profit(営業利益)	350	Service cost(年金勤務費用)	
Disposal gain/loss (除却損益)	100	-	Disposal gain/loss (除却損益)
PPE revaluation (有形固定資産再評価)	150	-	PPE revaluation (有形固定資産再評価)
Investment property (投資資産)	-	-	Investment property fair value change (投資資産の公正価値評価差額)
Goodwill (のれん)	(100)	Negative goodwill (負ののれん)	Goodwill impairment (のれんの減損)
FX gain/loss on net investment(為替換算損益)	(50)	-	FX gain/loss on net investment (為替換算損益)
Other Business Profit (その他事業利益)	100		
Income from associates (関連会社収益)	50	Income from associates (関連会社収益)	-
Write-down of accounts receivable(貸倒損失)	(10)	-	Write-down of accounts receivable(貸倒損失)
Equity investments (持分投資)	(60)	-	Equity investment return (持分利益)
Debt investments(債券投資)	20	Interest income (受取利息)	Fair value change on debt investments (債券投資の公正価値評価差額)
Pension assets(年金資産)	(150)	-	Return on pension assets (年金資産収益)
Financial Income(金融収益)	(150)		
Business Profit(事業利益)	300		
Interest on liabilities (負債に係る利息)	(80)	Interest expenses(支払利息)	Change in provision discount rate(割引率変更損益)
Pension financing expenses (年金数理費用)	(120)	Unwinding of discount rate (割引計算の期間利息費用)	Change in pension obligation discount rate (年金債務の割引率変更損益)
Financing expense(財務費用)	(200)		
Tax(税金)	(30)	-	-
Discontinuing activities (廃止事業)	(10)	Net discontinuing (廃止事業に係る純損益)	Net discontinuing (廃止事業に係る純損益)
Cash flow hedges (キャッシュ・フロー・ヘッジ)	50	-	Fair value changes in cash flow hedging instruments (キャッシュ・フロー・ヘッジに係る公正 価値評価差額)
Profit((包括)利益)	110		

【現行の損益計算書との主な相違点】

縦のコラムが「再測定前利益」と「再測定」に区分されている。

有形固定資産の再評価損益が計上される。

金融商品の保有目的にかかわらず、公正価値(時価)の評価損益がすべて計上される。

退職給付会計に係る数理計算上の差異が発生要因別に一括計上される。

ボトムラインに包括利益が計上される。リサイクリングを禁止しているため、純利益が計上されない。

金融資産・負債の全面時価会計

金融資産・負債の全面時価会計とは、負債を含むすべての金融商品を公正価値 (= 時価) により評価し、その評価差額を当期の損益として認識する会計処理である。

全面時価会計を導入している国はなく、かつて、JWG(11ページ参照)が公開草案を公表し、全世界から反対されて検討は一旦ストップしたが、IASB(12ページ参照)では将来的に検討する予定にしている。

時価評価前貸借対照表

資産 1000 (1500)	負債 700 (600)
	資本 300

()は時価

現行処理

時価評価後損益計算書

収益	0
A評価益	200
当期末処分利益	200

時価評価後貸借対照表

資産 1500	負債 700
	資本 800

・損益計算書に計上されたA評価益(200)を当期末処分利益を通じて剰余金として資本の部に計上。

・B評価益(300)は資本の部に直接計上。

・負債は時価評価しない。

全面時価会計

< 資産・負債の内訳 >

・売買目的有価証券[A]

簿価 700 (時価 900) 評価益 200

・その他有価証券(持合株式)[B]

簿価 300 (時価 600) 評価益 300

・借入金[C]

簿価 700 (時価 600) 評価益 100

(注1) 当期の収益はゼロと仮定

(注2) 税率はゼロと仮定

業績報告書(イメージ)
(全面時価評価後損益計算書)

収益	0
A評価益	200
B評価益	300
C評価益	100
当期末処分利益	600

全面時価評価後貸借対照表

資産 1500	負債 600
	資本 900

・その他有価証券の評価差額も業績報告書(損益計算書)に計上。

・負債も時価評価する。

個別論点に関する用語解説

1. 業績報告

【業績報告】

現行の損益計算書による純利益概念を廃し、期首と期末のストックの評価差額(時価の変動分)に基づく包括利益を用いた計算書を導入するプロジェクト。

財務諸表作成者、利用者共に明確なニーズが聞かれていない。純利益を廃止することに強い反対がある。

【リサイクリング】

未実現損益として表示されたものを実現した段階で実現損益へ振り替える処理。

例えば、現行基準では、持合株式の時価評価損益は期末に資本の部に直接計上されているが、これを売却した(実現した)段階で、資本の部に計上されていた(未実現の)時価評価損益を取り崩し、取得原価と売却価額との差額を売却損益として損益計算書に計上する。

リサイクリングが禁止されると、期首と期末のストックの評価差額(公正価値(時価)の変動分)に基づく包括利益のみが計上され、仮に売却した場合に計上される損益は前期末時価と売却価額の差額になるため、本来の業績(実現損益)の時系列比較が不可能になる。

2. 退職給付会計

【数理計算上の差異】

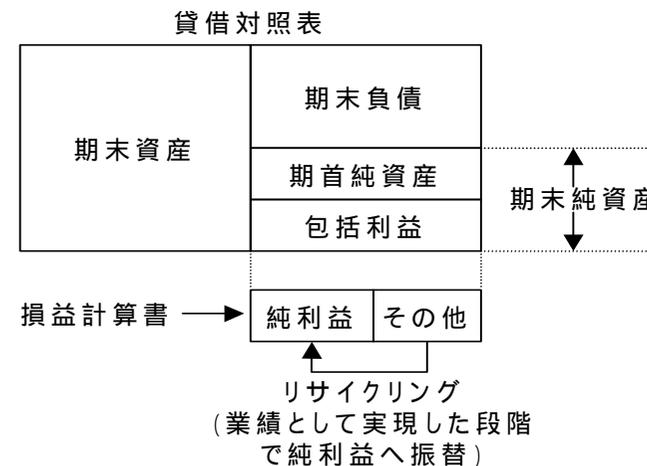
年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異、見積数値の変更等により発生した差異。

現行基準においては、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない。

【コリドー・ルール】

発生した数理計算上の差異のうち、一定の範囲内(予測給付債務及び年金資産の10%)については、発生時に損益を認識せず、将来に損益を繰り越す処理。

長期的に見れば、退職給付債務の見積額は、最善の見積の近辺の範囲(すなわち「回廊(コリドー)」)であるとみることが合理的との考えに基づく。



数理計算上の差異の発生(イメージ)

